花易井宮懐紙書法

伊地知文庫
文庫20
435

伊地知氏書冊

芳亟園蔵

懐紙之法

一懐紙の仕方家々より調進或は宮寺の調法大概同し
きなれども物のかたちめ作る事なれども當家
流儀にて第一の作法武田敬位分をもつて作
世家つとめて惜とうりうに調進を専と作る也流儀
置ては親を入法及王卿より受るなり作る也
主上よりうつをふ短冊も自筆にかきまゝ此例なるよし
うに親を入法及び摂関のもつとも二行一句
書たるをめくり上より文字を讃わるい流儀号を

[illegible]二行一句ハ中ノ檀紙ヲ二横四折ル

二行一句

郭公　明香主	さつきまつ花の香にかをる袖の涙のいろ〳〵をけさ	

二首三首の歌を打月〳〵よりけて事事敬うて仕るべし

早春　東	二行一句	譬梅	二行一句 柳露 二行一句

王卿已下ハ東ノワキニ上ヒ下ヒの字を細字にかくべし右のごとく下ヒ上ヒ事也上ノ字をかくべきやうのことはしき事也尚家ハ[illegible]他流ハ同前也式ゆゑにかくぬ

王卿已下よりハ[illegible]宗匠[illegible]ありて俳墨を加へさる事と仕る也

四首已上六首の詠草にて百首書くにも出でくる也六首を
懐紙の調法に及ぶる事にて侍るなり

学ぶべし

詠何首和歌　　東上

江上春望

人こゝろ春のはなにぞ思ひ入る　江の春の景色眺
仙親王入道摂関上の字を略書まつらせ
懐紙の調法書にて後に紙のかくを一折の

半ばおりて十二おりに調進の事也九十九三ゆつる
此ゆゑ侍当家二行一首なるゆゑ侍るべきに
てはとらぬ也わるあるべしとこゝろえ侍
侍るなり

端作一折にかけてまこと中ぶる事也
春日ノ上ノ闕ハ五分ノ孫合なれハ大中小の紙也
きこえぬ
和歌の二字ハ端作の三折の上一字にかけ上ようく

大ように二字を
たゝみて書
事也姓名官位
の長短によりて
和歌の二字の上
よりかく事也

春日同詠若菜　和歌
姓　名
はるかすゝハまつ那は
まつとし志めし野辺
婦もたつね摘記波
布利通ゝ

一
懐紙の九十九三也冠と履のもじ假名書にする
ことなり終の三字ハこれも三字を假名書にする事
にて侍る也かならすと申し侍るハ倭よ萬葉書とゆ
事にて侍る也春とくハ雪を虹絶とつゝひ雨を阿ア
雨とかきうつるゐあり文に字意をとかへ見さる
事かくかく侍る也
懐紙ハ三首まて其事詠むとおもひし事也
一首懐紙ならハ春日同詠若菜とかき
侍る也二首三首よりハ春日同詠二首和歌或詠

為直抄春日同ノ下ニ二首ト寄詠字

三首和歌と書く題を揭作ようさ侍る一首
つのおのおのかさ侍るなり

春日同詠若葉和歌

ごとし事ふる侍る所書きそ志ることを或ハ夏日秋日
とよし事や同じ字ハ各のおのにて
御會或ハ亭ハ會ふ大概通ハ記りそもしけれ
事也

又二首三首ハ懷紙ハ二首詠三首を詠と吟し事也る書きて聊の
故實も侍るなりて作懷紙の書つぎハ

何須かハ侍る法
侍ること

一すゝつさ
志の聊の事 ハ
如あらハし

一すゝつき
紀伊国布利
一すゝつき

一端作ハ　和歌ヤて　三すゝつき也

春日同
詠若菜
姓名

一すゝつま
一すゝつき
一すゝつま

懐紙如此認る事也

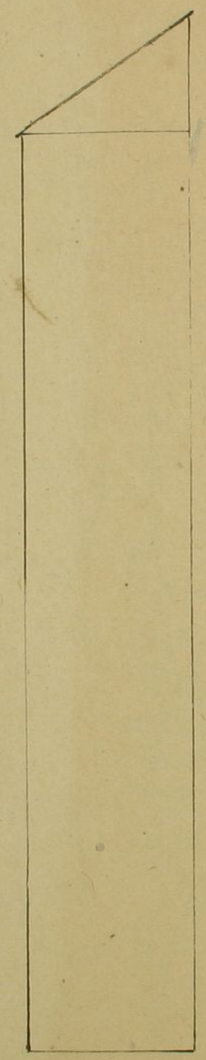

短冊の法

一　ハ短冊の法伝ふ白川院風流とりて
なをせいかんてかん小短冊とて色紙形とあしてゝ

為直筆雅章之
ノ短冊我所持アリ
横一寸八分竪二尺一寸
七分半也

なることなりけるこの霧かかる流れて
おなじ絵ひしきり更に今の短冊のごとくさはおた
さぐつともり近代ごとく風流をきさあらう
當家ものの法
主上御製の御料ハ圖書寮の調進するところ
横二寸二分　竪壱尺二寸
但　主上の勅印をもちいて更ず法さまさる也
摂家　當職のごとくハ　横二寸　竪壱尺一寸
王卿ならびに諸臣已上ハ壱寸九分ゝ壱尺よりつ

のゝ二冷の面ゝもすれハ通法をこと
され侍る也或ハ當家と通用の事も侍る也
一　色紙形のすがたハ大概紙の六半ゝそこなめ
ゝ侍る大概　竪六寸　横　五寸五分ゝ少色紙ハ
右をもつてなりてこゝ一分ゝ三光院れをこのこ
て當ゝてゝ侍るゝ也大ゝ詠草の料ゝ侍れハ
ゝゝ侍ゝ事ゝ用ひるんハひらがゝ
一　團扇真ゝ花ゝ紙ゝハ歩ゝのゝをとゝ
ゝあゝ建武二年　艶書合の料ゝもちゝて弁の

のと調進あるべきのよしおほせをかるる
ところ料紙より仰せ出だされ書へき事比興也
紙形のうへ短冊のうへ色紙形の
先手指を用いるべきや椒房おなじくいれ
られるべ

寛文三年五月十日　藤原雅章書之

右之一巻飛鳥井雅章卿依知門主尊
光法親王之御懇望調進之書也右不
可出宮中之沙汰事也

寛文四年十月下旬　武田敬信　信俊判

伊地知氏書册

36